

青森公立大学履修証明プログラムに関する規程施行細則

令和2年2月21日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、青森公立大学履修証明プログラム（以下「履修証明プログラム」という）に関する規程（令和2年規程第2号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の額)

第2条 大学において徴収する入学検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）の徴収については、公立大学法人青森公立大学授業料規程（平成21年規程第4号）別表第1（第2条関係）の定めるところによる。

2 前項の規定により積算したデータ分析士A種（経営経済）及びデータ分析士B種（経営経済）の1学期における授業料が50,000円を超えたときは、50,000円を上限とする。

(出願書類及び入学検定料の納付)

第3条 履修証明プログラムを出願する者は、履修証明プログラム申込書（様式第1号）に入学検定料を添えて、指定の期日までに事務局に提出しなければならない。

(審査)

第4条 前条の出願者について選考を行うため、履修証明プログラム選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は研究科長をもって充て、委員は委員長が教員の中からその都度指名する。

4 委員会は、前条の規定により出願書類の提出があったとき又は委員長が必要があると認めるときに、委員長が招集する。

5 委員会における選考は、面接その他適切な方法により行う。

(入学通知)

第5条 研究科長は、選考した候補者について、学長に内申するものとする。

2 学長は、入学の可否を決定し、入学通知書により通知するものとする。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条に定める入学の通知を受けた者は、指定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(授業料の徴収)

第7条 履修証明プログラムに係る授業料の徴収方法は、別に定める。

(授業料等の不還付)

第8条 既納の授業料等は、還付しない。

(履修証明書)

第9条 学長は、履修証明プログラムの修了要件を満たした者に、履修証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(実施体制の整備)

第10条 研究科長は、履修証明プログラムの編成及び実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

履修証明プログラム申込書

青森公立大学学長 様

貴大学での履修証明プログラムの履修を希望いたしますので、必要書類を添えて提出いたします。

希望コース（いずれかに○）

- データ分析士A種（経営経済）
〔 データ分析士B種（経営経済） 〕

ふりがな			
氏名			印
生年月日	年 月 日	性別	

履修証明書

氏名 ○○ ○○

○○年 ○○月○○日生

学校教育法第百五条の規定に基づき、本学
所定の○○プログラム（計○○時間）を修め
たことをここに証する。

（プログラムの概要）

本プログラムは、主として○○である者を対象として、○○のよ
うな人材（能力）を養成することを目的とし、（○○と連携して）○
○、○○、○○等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

○○年○○月○○日

青森公立大学

学長

印

第○○○号